

議案第68号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員」を削る。

第2条第1項第1号中「16,500人」を「16,400人」に改め、同項第2号中「5,950人」を「5,900人」に改め、同項第3号中「1,550人」を「1,500人」に改め、同項第4号中「620人」を「630人」に改め、同項第5号中「3,750人」を「14,900人」に改め、同条第3項中「第9号」を「第8号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市町村立学校職員給与負担法の一部改正及び本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例 (抄)

(定 義)

第1条 この条例において「職員」とは、本市の常勤の職員で一般職に属するもの（市会事務局の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員及び臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員（交通局及び水道局の職員を除く。）

16,500人（うち2,740人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に
16,400人

関する事務所の職員とする。）

(2) 交通局の職員

5,950人
5,900人

(3) 水道局の職員

1,550人
1,500人

(4) 教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）以外の教育機関の職員

620人
630人

(5) 教育委員会所管の学校の職員

3,750人
14,900人

(6) - (9) 省 略

2 省 略

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により職員の融通を行う場合においては、第1項第4号から第9号までに掲げる職員の定数を加えたものをもって同項第1号に掲
第8号

げる職員の定数とすることができる。